

一般用医薬品のインターネット販売について

平成 25 年 3 月 8 日

政策研究大学院大学 大田弘子

出張中のため、書面で発言いたします。

- ・この件は、「対面販売は安全で、インターネット販売は危険」ということを示す実証データがなく、根拠が不明確なまま現在に至っているところに問題の発端がある。そこで、諸外国で「インターネット販売は対面より危険」という扱いがなされているかどうか、海外における政策の状況を厚生労働省にご質問した。
- ・これに対して、厚生労働省から別紙の資料をご提供いただいた。
この資料では、インターネット販売のルール設定は当然としても、薬局で販売されている薬についてインターネット販売を禁止している国はないと見受けられる。そこで、薬局で販売されている薬について、インターネット販売を禁止している国があれば、その国名と禁止されている薬の種類をお示しいただきたい旨、ご質問した。
- ・これに対して、厚生労働省から下記のご回答をいただいた。
「現在、当省として把握している海外のインターネット販売に対する規制状況については、前回お示しした資料のとおりであり、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス等についてインターネット販売が可能又は禁止されている一般用医薬品の種類も含めてインターネット販売のための諸条件等の詳細は把握していない。
なお、医療保険制度等の背景事情に加え、医薬品の分類の方法、販売の仕組み等が異なるため、日本を含めた各国の医薬品の販売制度について単純に比較することは非常に困難であることをご理解いただきたい。」
- ・しかし、この規制項目は、インターネット販売が対面販売より危険であるとするものの根拠を問うものであり、諸外国の政策当局がこの問題をどう判断し、どうルール化しているかを知ることは規制政策上重要なことと考える。
実際、厚生労働省においても、平成 24 年度に「諸外国の規制状況等に関する調査」が実施されることになっている（「一般用医薬品のインターネット販売等の新たなルールに関する検討会」第 1 回資料）。
- ・上記調査を経たうえで、諸外国の政策当局においてインターネット販売は対面販売より危険であると判断された事例があるかどうか、あるとすればどういう薬の場合かについて、厚生労働省に改めてご回答をいただきたく、事務局に厚生労働省への要請をお願いする。

以上

- 一般用医薬品の販売の仕組みや種類などが各国間で一律ではないため、一般化することは難しいが、諸外国においては、一般用医薬品の一部について、薬局等の許可を得ている店舗がインターネットを通じて販売することは認められているところ。
- 一般用医薬品のインターネット販売に当たっては、許可制や届出制が導入されている国がある。具体的な許可等の基準としては、倫理規定を遵守していること(イギリス)や、購入者に対して医薬品のリスクを通知する仕組みがあること(ドイツ)等がある。

	販売業態	インターネット販売が可能な一般用医薬品の種類	具体例	備考
アメリカ	一般小売店	非処方箋医薬品	解熱鎮痛薬、鎮咳薬、かぜ薬、胃腸薬、抗アレルギー薬等	－※
イギリス	薬局	薬局販売医薬品	解熱鎮痛薬等	インターネット販売を行うためには、各店舗は、事前に王立薬剤師会(RPSGB)に登録し、発行されたロゴマークを取得する必要がある。
	一般小売店	自由販売医薬品	小包装の解熱鎮痛薬、鎮咳薬、胃腸薬、禁煙補助剤等	－
ドイツ	薬局	薬局販売医薬品	解熱鎮痛薬、鎮咳薬、かぜ薬、胃腸薬等	インターネット販売を行うためには、各店舗は、表示に関するドイツ国内の団体が発行するロゴマークを付けることが推奨されている。
	薬局・薬店	自由販売医薬品	植物由来医薬品、ビタミン剤等	－
フランス	薬局	特定の一般用医薬品	胃腸薬、解熱鎮痛薬 等	インターネット販売を行うためには、各店舗は、所管の地方保健当局の許可を得る必要がある。

(注) 現時点(H25.1.25)で得られている情報を取りまとめたもの

※ 全国薬事評議会連合会(National Association of Boards of Pharmacy, NABP)が運営するウェブサイト(VIPPS)には、信頼できるオンライン薬局のウェブサイトのリンクが掲載されており、米国食品医薬品庁(FDA)も当該サイトからの医薬品の購入を推奨している。